徳島県住生活基本計画評価検討委員会（第６回）

□日時：令和８年９月２４日（木）　午後１時３０分から３時３０分まで

□場所：徳島県庁８階　８０２会議室

□出席者：（委員）
天田委員、池辺委員、井上委員、白桃委員、
田口委員、谷委員、福井委員、米田委員
（事務局）
住宅課長ほか

□次第：１　開会
２　挨拶
３　議事　（１）徳島県住生活基本計画の見直しに係る検討
（２）その他
４　閉会

□配付資料：
資料１　徳島県の住生活を取り巻く状況（追加）
資料２　第５次徳島県住生活基本計画（素案）の構成
資料３　第５次徳島県住生活基本計画（素案）

参考資料１　第５回委員会の議事概要
参考資料２　評価指標項目（案）の現状
参考資料３　参考資料（国事業・制度関係）

□議事
１　開会

２　挨拶
住宅課長から挨拶

３　議事

（１）徳島県住生活基本計画の見直しに係る検討

＜発言の内容＞

【委員長】
今日は、徳島県の住生活を取り巻く状況の追加情報と、５次計画の素案が出されていますので、順次説明をお願いします。

【事務局】
（「資料１～３」の説明）

【委員長】
「資料２」のポンチ絵の下に３つ、「住まうモノ」「住まうヒト」「共通テーマ」がありますが、特に具体的なのが「住まうモノ」「住まうヒト」ですので、この辺りを中心に議論が進めばいいと思います。ちょっと分かりにくかったとか、もっとこういうことを追加したほうがいいんじゃないかということを、ご意見ある方はおっしゃっていただけたら有り難いのですが、いかがでしょうか。
先に、ハードの部分から議論したらいいですかね。

【A 委員】
「空き家の増加」ということですが、空き家を解体して土地だけになれば、空き家にはカウントされないということでしょうか。

【事務局】
除却でも減らせます。特にまちなかであれば、上物がなくなれば土地が流通するということもあると思います。

【B 委員】
実際の需要として、上物がない方が需要は高いんでしょうか。

【A 委員】
立地や物件そのものによりますが、既存住宅、空き地でも利活用が活発にできそうな建物や土地はわれわれも積極的に動き不動産流通にのりやすいです。

【B 委員】
逆に、例えばここは動きそうだけど、やっぱり上物があるから動かないっていうケースがあるんですか？

【A 委員】
除却に多大な費用を要する上物があれば動きは鈍くなります。使う見込みがないのであれば、除却するのが良いと思います。

【B 委員】
特にまちなかだと、除却しておかないと災害時の道路閉塞がありますので、除却するべき空き家というのは当然ある訳ですよね。補助金はなかったでしょうか。

【事務局】
除却への補助は継続的に実施しております。県では、B 委員がまさにおっしゃった道路閉塞を要件としており、一部、公開空地として使う場合のメニューも試行的に実施しております。

【B 委員】
　活用の見込みがないものに関しては除却を進めるということを、計画の中に書くかどうかということですかね。

【A 委員】
　それにつながるのが、共通テーマの「住生活リテラシーの向上」なのかなとは思います。

【B 委員】
　本来、特定空家できちんとしなきゃいけないですけど、実際、特定空家の指定が進んでないと思うんですよね。

【事務局】
　除却に関しては、ストック活用ではなく災害対策の中に入れておりまして、素案本文 12 ページの「●風水害をはじめ～」のすぐ下の・のところに、空き家除却を位置付けております。

【B 委員】
　おそらく公共的な視点で言うと、災害時の道路閉塞しか根拠がなくなっちゃうんですけど、A 委員がおっしゃるように、本来流通できる場所が、使える見込みのない空き家が建っていることによって流通できなくなっていることが社会的損失であるということは、おっしゃる通りだと思います。地権者の責任で何とかしてよという気持ちもありますが、そこのハードルをどう下げるかということは、考えていかなくてはいけないのかもしれない。
　だからと言って、使える空き家がどんどん壊されてもしょうがないので、そこにリテラシーが必要なのかなと。あと数年放置しておけば補助の対象になるから、放置しておくみたいなこともありますので。
　行政的には、道路閉塞というものでもないと、なかなか私有財産にお金を入れることの言い訳はできないんですけど、A 委員がおっしゃったのは、やはり「もったいない」という話ですよね。もっと流動性が高くできるものがあるのに、上物がちょっと邪魔だと。

【A 委員】
　それもありますし、とても利活用できないような消耗してしまった空き家が放置されているのが気になります。

【B 委員】
　それがあることによって、流れるものが流れない。

【A 委員】
　流れませんし、例え流れなくても、そういった空き家は除却して更地にしておく方がよいのではと思います。

【B 委員】
　除却費はそこまで高くないですよね。特に崩れかかっているような住宅であれば、100 万円くらいで何とかなるかもしれない。それが進まないのは何でですかね。地権者からすると、補助も使って手を加えておけばと思いますが、それも啓蒙の問題である可能性もありますね。

【A 委員】
　そのとおりです。数年前に、一部地域で宅建協会が空き家調査をしました。調査の結果、担当課から空き家の持ち主にアンケートの手紙を出していただきました。

【B 委員】
　かなりプッシュ型のことをやったんですね。

【A 委員】
　そうですね。お手紙も、１回だけではなく複数回出されたと聞きました。

【B 委員】
　進んだんですね。

【A 委員】
　その当時、気になった建物は除却、流通など動きがあったように思います。継続して空き家調査ができたらと思っています。

【B 委員】
　空き家の質的調査ですよね。ただ空き家かどうかだけの調査ではなく、もう少し突っ込んだ調査。

【A 委員】
　はい、なぜ空き家のままなのか、今後どうされたいのか、そういったこともアンケートに盛り込まれました。

【B 委員】
　今日の計画の話でいうとテーマ３かもしれないですけど、おそらく主体としては市町村な気がしますので、空き家、空き地の有効活用に向けて、市町村に基礎調査のようなことを働きかけるというのはあるかもしれないですね。そういった記載を加えられそうな気がします。

【事務局】
　今までおっしゃっていただいた内容は、防災だけではなく流通にも関わると思っていますし、リテラシーの事例でもあると思いますので、多少重複しても盛り込ませていただきたいと思います。

【B 委員】
　今でも自治体によっては、例えば、固定資産税の請求書の中に「空き家バンクに登録しませんか」というようなことは書いている気がしますが、除却の話はあまり書いていないような気もしますので、きちんと相談窓口も用意した上で「相談しませんか」と広報することはあるかもしれないですね。

【C 委員】
　木造耐震の補助にも除却のメニューがありますよね。

【事務局】
　あります。住替え支援という形で補助しております。上限は 30 万円です。

【B 委員】
　でも、除却費用に 30 万円では足りないですよね。

【C 委員】
　全然足りないです。それも、耐震診断してアウトであることを確認してから。

【B 委員】
　だいたいアウトですよね。それと、住替えが前提なのですね。

【事務局】
　耐震性のある家に建て替えるとか、別の耐震性のある住宅に住み替えるときに、それまで住んでいた住宅を壊していただくという形です。

【B 委員】
　タイミングが合わないといけないってことですね。じゃあ、利用頻度は少ないということですか。

【事務局】
　年間 20 件から 30 件ぐらいです。

【B 委員】
　毎年ですか。それなりにあるのですね。
　ここは、市町村レベルで問題意識を持っているかどうかの話がある気がしますので、ちょっと働きかけを。リテラシーの一環だとは思いますが、ひとことぐらい書いてもいいかもしれませんね。

【事務局】
　市町村の好事例の展開についても、A 委員がおっしゃっていたように除却等に結びついた事例があるということであれば、協議会のようなフォーマットを使って横展開させていくことはできるかなと思います。

【B 委員】
　何でもかんでも残すわけではなくて、除却をするものはメリハリ付けましょうという話は大事だと思いますので。ありがとうございます。

【委員長】
　他はいかがですか。

【C 委員】
　今話していて思ったのが、除却して空き地になった後、世帯数も人口も減っているので、空き地は空き地のまま残る訳ですよね。「空き地問題」ってあまり顕在化していませんか。うちの近所では顕在化しています。雑草がすごい。
　空き家が結構フューチャーされていますが、固定資産税が安いから残していた人たちが、何らかの援助を得て除却し、更地になりました、じゃあOKなのかという問題です。我が家の周りは道が狭いエリアなので、コインパーキングになる訳でもなく、新しい家を建てるにも重機がなかなか入ってこられない場所なので、新しい家が建つわけでもなく、結果、空き地のままになっています。

【B 委員】
　空き地が草ぼうぼうで問題になるのは虫ですか。あるいは治安ですか。

【C 委員】
　草が伸びてくるというのもあるし、治安もあるでしょうね。最近、近所のおばあちゃんに言われるのは、雑草のアレルギーがあると。花粉の一種ですけど、これ抜いてくれって、うちの土地ではないのに言われたり。
　なので、空き地だったら大丈夫なのかという問題。そもそも我が国として、どういう状況が理想なのかがよく分からない。だんだん空いていくわけでしょ。

【B 委員】
　昔は、そういう空き地が子どもの遊び場になっていましたが、今は許可されていないですよね。

【事務局】
　承知している範囲で、行政的な空き地問題は所有者が不明になる問題が大きくて、これは数年前から国も動いており、今なら所有者が不明になる前に相続登記もさせるし、どうしようもなくなった時の国庫帰属制度も設けられています。
　これに比べると、今 C 委員がおっしゃったような日常管理についての大きな行政施策は、あまり聞いたことがありません。

【B 委員】
　C 委員がおっしゃっているような話は、今は社会問題化していなくても、いずれは出てくる話ですね。

【C 委員】
　空き家の次に。

【B 委員】
　そこに不法投棄とか始まってしまうと、大変なことが起こってくるかもしれません。

【事務局】
　きれいに管理していただけたら、何らかの公共空地として使える余地はあります。重機も入らないような土地になると微妙なところはありますが。

【B 委員】
　おそらく、これは空き家の価値創造拠点化もそうなんですが、数少ない空き家や土地を活用するのであれば、公共的という大義名分が立つんですけど、C 委員がおっしゃっているのは、そこがどんどん公共空地になるかというと、ならないということですよね。そこがバブル後の街みたいに荒配したエリアになってしまうと、価値拠点化するにも限度がありますので、そこをどうするかというのは問題になるかもしれないです。
　例えば、公有地になったとして、公有地の管理をきちんと公共ができるかどうかというと、おそらくもうできないですよね。その費用を少し地域に落として、草刈してくださいというのはあるかもしれないですが、そんなことをやっている自治体はないですからね。

【C 委員】
　町内会自体も減っていますからね。
　もう 1 個よろしいですか。空き地ともう 1 個思ったことがありまして、新築への言及はないのかなと。つまり、今から家を新しく建てる人は、将来空き家になることを想像してなくてもよいのかということ。
　既にある住宅の話から始まっていますけど、今から建てる家は、長期優良住宅とか、政策はいっぱいあるのですけど、この計画として、それよりもっと根底の意識的な話に触れなくていいのかなと。

【B 委員】
　新築の家は、いずれあなたの子どもが住みますか、という話。

【C 委員】
　それもそうですし、自分の家だけど、ある種公共性を意識して、まったくの他人が住むことを許容できるか、ということも。僕は設計が仕事なので、最近仕事するときに思うことがあるのですが、うまいこと言えないですけど。

【事務局】
　新築をあまり書いていないのは、C 委員がおっしゃったような観点を少し持てていなかったというところもありますが、新築は、法律的にも省エネ義務化までいっていて、質の問題に関しては黙っていても進むという考えがありました。

ただ、ライフサイクルみたいな話ですよね。新築を建てた後で、それがずっと住み継がれていくようなイメージを持てるかどうかとか、そういう話であれば、当然にストックの最大活用という話の中に入ると思っていますので、記載を考えたいなと思います。

【B 委員】
受け継ぐことを想定した新築というと、例えば長期優良住宅というのは、大義名分として、住み手が住む期間を超えても住宅性能が維持できていて、流通できるようにという意識を持った住宅ですよね。

【事務局】
リテラシーの話もあるかもしれませんが、先ほどの受け継がれる住宅のイメージで思ったのは、将来的に既存住宅として選ばれるようなところに建てているとか、ハザードマップや、まちづくり的な話を踏まえる意識もあるのかなと。そこにしか建て続けないみたいな強権的な力を持っている訳ではありませんが、そういうことも想定するというのは、ある種の価値を持続させられるような選択ということなのかなとも思ったのですが、ちょっと違いますかね。

【B 委員】
過疎地域に自宅を新築することが否定されるようにも聞こえます。分からなくもないですが、そこを言い過ぎてしまうと、今その地域を何とかしたいと思っている人たちに対してネガティブに聞こえてしまいますので、バランスをどう取るかは考える必要があると思います。
やはり、単純に家が長持ちするだけではなくて、ずっと使いやすい家を残すというような考え方を、住宅設計の中に。昔のメタボリズムではないですが、可変可能性みたいなものを住宅設計の中にどう落としていくか、というのはあるかもしれないですね。パネル工法よりも軸組工法の方が融通が利きますよね、という話かもしれないですけど。

【C 委員】
耐震の仕事をしていると、メーカー独自の工法は扱いにくかったりします。建てるときは早いのですが、次に大改修する時に扱いにくい。

【B 委員】
そうですよね。でも今はメーカー工法だらけですよね。

【C 委員】
事務局が言うように、イメージ的な何か。

【事務局】
ある種のリテラシーの話なのかなと思っています。

【B 委員】
　建て主の責任みたいな感じですよね。自分が建てて終わりではなくて、その先も想像しながら建てていくことを考えましょうと。おそらく住宅のサイズって、家族の人数が最大化した時を想定して作るんですけど、最大化している期間って 10 年ぐらいしかないのに、住宅は 100 年使えるとなると、その後苦労するよねっていう話は、もうちょっと考えたほうがいいと思います。
　じゃあ、そのためのモデルって何だっていうことは、建築家がいろんなアイデアを持っていると思いますので、そういったことも発信していくのはあるかもしれないですね。世帯規模とかライフスタイルに応じて、間取りを変えていけるように設計する、みたいな話はあってもいいと思います。それはリテラシーですかね。建てる時の考え方としてあってもいいと思います。
　C 委員の話を聞いて思ったのは、今の新築住宅では、環境性能を考えて金属製の建具がいっぱい入っていますよね。そうすると、空き家になって放棄された時に自然には還らないので、それをどうするかというのも一方であるのかなと。ちょっと矛盾としてあるなと思っています。全部が自然素材であれば、朽ちていったときでも自然に還っていけるんですけど、どうしても今の建築素材はサイエンティフィックなもの、人工物が増えていますので、そこの限界はどうしてもあるなと思います。そこはちょっと矛盾ですよね。
　ただ、家を建てる人たちが、自分が住まなくなること、あるいは家族構成が変わることも踏まえて住宅を建てていくということも、リテラシーとして必要だと言っていくこともよいのかもしれません。

【委員長】
　ありがとうございます。他はいかがでしょうか。
　ちょっと大局的な話も多いですが、具体的な話は結構詰まってきているんですよね。ずっと議論してきましたので。あとは、今まで突っ込んで議論していなかった住宅セーフティネットの辺りはいかがですかね。

【D 委員】
　この「居住サポート住宅」のところで、主には高齢者が多いのかなと思ったんですけど、私たちは子育て支援をやっていますので、潜在的なニーズも支援してほしいっていうのはあると思います。そこが気になるところですね。
　資料３の 14 ページの「居住支援協議会」のところですけれども、徳島市の状況しか把握できてないんですが、民生委員さんの中でも「児童民生委員さん」という方がいらっしゃって、子どものサポートとか、子育て中の方のサポートをメインにしている民生委員さんがいらっしゃるそうなんですけど、徳島市の場合は、今何もしていないっていう人の方が多いようでして。
　どの自治体も民生委員さんがいらっしゃって、児童の担当の方もいらっしゃるんですけど、あまり活躍できないっていうような状況があるんですよね。E 委員の方がよくご存じかもしれませんけど。

【E 委員】
　「児童委員」は「民生委員」が兼ねていて、さらに「主任児童委員」がいます。「民生委員・児童委員」は、子どものことも含めて、全ての世帯を対象にします。「主任児童委員」は、子どもを軸としてということになるんですけど、実情は市町村によって異なります。行政と一緒になって赤ちゃん訪問をしているところもありますし、学校との連携をしっかりやっているところもあります。
　ただ、D 委員が言っていただいたように、どうしても学校も、校長先生が変わると入りにくかったりとか、また、スクールソーシャルワーカーさんもおられますので、少し縦割りになって、もちろん守秘義務もあるんですけど、そこがなかなか理解されなかったりということは、現にあるように思います。

【D 委員】
　就学後のサポートが多いですよね。多分、潜在的な子育ての悩みっていうのは就学前なので、その辺りが上手く連携できてないようにも見えています。

【E 委員】
　そこにまた母子相談員さんもおられまして、先ほどの赤ちゃん訪問も、保健師さん、行政、民生委員さん、相談員さんがそれぞれやっていますので、鳴門市のように、同じ時期に被らないよう工夫をして、年間通じて計画的に訪問し、気づいたことはしっかり役場に連絡して、横軸を通すようにしている地域もあります。

【D 委員】
　本当に、市町村で異なります。

【E 委員】
　どうしても、社協も民生委員さんもそうなんですけど、民生委員さんって歴史が来年 110 年になるんです。なので、やって当たり前というか、あまり自分たちをＰＲすることがありません。民生委員さんは特にそうなんです。改選ごとに「新しく民生委員になったんです」って訪問すると、「なんか民生委員っていう人が来たんやけど、誰でしょうか」と言われることもあります。
　一昨年くらいから、県も、民生委員さんや主任児童委員さんがこんな活動していますよっていう YouTube を作ったりしています。私たちも広報に努めないといけないので、民生委員児童委員協議会のホームページで「民生さ～ん」という広報を作って「こんな活動をしていますよ」と紹介していたり、動画を作ったりと少し工夫をしています。
　そもそも民生委員さは、ある程度の年齢になった方が任命されてなりますので、地域では「民生委員さん」とは呼ばれていないんですよ。「〇〇さん」って身近な人というイメージなので、相談する人も、民生委員さんや主任児童委員さんに相談している訳ではなくって、地域の人に相談しているという認識の方も多いですから、県全体で集まると「民生委員さん」って呼ぶんですけど、地域に帰ると「〇〇さん」なんですよ。

【B 委員】
　民生委員という役職をもらってはいるけど、当たり前のことは当たり前にやっているから、何もやっていないって答えちゃった可能性があるんですね。よくお世話をしている人がなりがちなんですよね。公民館長みたいな感じで。
　本人としては、普通のことを普通にやっているつもりのことが、行政からするとまさに民生委員のお仕事だってなって、民生委員をやってくださいっていうケースは結構あったりしますかね。ただ、これも街場と農村部では全然違う気がしていまして、街場の場合はもうちょっとややこしいかもしれないです。

【D 委員】
　私たちの方にも、特に児童民生委員さんから頻繁に連絡があって、何もしてないから何かしたいと。
　あとは子育て支援員さん。保育士じゃないんですけど、民間の方が資格を取って、研修を受ければなれるものなんですが、そういった方も、本当は保育現場の人材不足のサポートができるんですけど、利用者人数上のカウントに入らないので、結局保育士さんしか働いてないという状況があります。そういった方の活躍の場っていうのも、漏れているなって思うところがあります。

【E 委員】
　だから、民生委員さんも主任児童委員さんも、どうしてもなり手不足っていうことだけがフューチャーされ過ぎて、なのに、今頑張っている人たちは「何もしてない」「私たちは普通のことしかしていない」っておっしゃるので、「何もしていないなんて言わないでください」って、私たちはお願いしています。

【B 委員】
　高齢者、高齢単身世帯をきちんとフューチャーするのも重要なんですけど、D 委員さんがおっしゃったように、特に生まれたばかりの子どもを抱えて、産後うつみたいになっちゃうような人たちをきちんとケアすることも重要。
　ただ一方で思ったのは、やはり単身居住者の場合は、基本的に要配慮者な気はしていまして、特に、社会的つながりを持っていない場合。大学でも心の病にかかった学生が単身世帯であるケースは結構多いんですよ。親との関係も上手くなかったりすると本当に孤立していますので、すごく心配になってしまう。
　それをどう把握するかという仕組みは、ひょっとしたら、住生活上、社会的ミッションとして重要だと思います。子育て世帯とか高齢者というと、すごく分かりやすい要配慮者なんですけど、その間にいる、一人暮らしの人たちの中の要配慮者をどうフォローするかということは、ひょっとしたら、これからテーマになってくるかもしれないという気はしますね。
　独りニートみたいな人たちが、これから特に出てくる気がしますが、どうなんでしょうね。僕らの世代でもニートって結構いる気がしていまして、親の年金で食べさせてもらっている中年、いわゆる失われた 10 年の人たちですけど、彼らの親が亡くなっていよいよっていう時に、社会性は全くありませんから、まるっと要配慮者になる可能性がありますよね。

そういうところを考えておかないと、本当に孤独死みたいなことが起こってきますので、要配慮者をどう発見しフォローするかっていう仕組みづくりみたいなものは必要だと思います。今回はさらっとひと言ぐらいでもいいんですけど、高齢者や子育て世帯に限らず、社会的に弱い立場の方々を見つけ出す仕組みづくりをどこかで考えているんだということは、書いてもいいのかもしれない。

【事務局】
なお、居住サポート住宅の制度的な話で申し上げますと、参考資料では高齢者がフューチャーされている絵にはなっていますが、制度自体は住宅確保要配慮者の方全般を対象にしておりますので、例えば、子育て世帯向けとか、赤ちゃんを抱えている方に向けた訪問サービスがあれば、それと住宅をマッチングして「子育て世帯向け居住サポート住宅」という形で認定を受けることは可能です。

【B 委員】
ところで、要配慮者の範囲に「困難な問題を抱える女性」って書いてあるんですけど、これはなぜ女性なんですか。困難な問題を抱える男性もいるはずですけど。

【事務局】
これは法律があるんです。

【D 委員】
「つだまちキッチン」のところに「母子生活支援施設」というのがありまして、18 歳までのお子さんがいらっしゃる方だったら入れる施設なんですけど、子育て支援や就労支援とかいろんな支援を受けられます。お子さんがいなくても DV を受けていたりすると入れる措置もあるので、この関係かもしれません。

【事務局】
モニターに法律を映します。令和４年の新しい法律です。「女性相談支援センターの支援」とありますので、ここに紐づいているのかもしれません。

【D 委員】
これも、何で女性相談支援センターなのかなって。

【B 委員】
DV で被害を受けるのは女性っていう前提になっているってことですよね。最近は逆の話も時々聞きますけど。
属性はどうであれ、要配慮者をどうやってフォローするかという仕組みづくりみたいなことも、またリテラシーの話かもしれないと思うのが、基本的なリテラシーが落ちているっていうのは、コミュニティの衰退の 1 つの結果かもしれないという気がしていて、周りの人たちに対して無関心になってきていますよね。
みんなが関心を持っていて、お互いフォローができてきたっていうのが、古き良き昭和の日本だと思うんですけど、今は個人主義化が進んでいるので、意図的にケアしないと抜け落ちるっていう時代だと思います。ちょっとその辺りの要配慮者の発現みたいなことも加えていただくといいかなと。

【C 委員】
　でもこうやって話していると、人口の半分ぐらいの人たちがどっかの要配慮者になるのかなって。

【B 委員】
　要配慮者というのは、予備軍って言い方をすると国民総予備軍になるってことだと思うんですけど、どうしても社会との接点が弱い、助けを求められない人たちがいます。本当はちゃんと場所が用意されてるんですけど、そこにアクセスできない人たちですよね。やはりどこかでプッシュ型でやらなきゃいけない。さっきの空き家のことも、空き家に対するフォローはいろいろあるんだけど、そこにアクセスできないからプッシュをするっていうのと同じだと思うんですよね。
　そういう意味で見ると、やはり行政を中心に、ちゃんと課題に対してプッシュ型の対応をしていかないと。できる方はやっているという話だと思いますので。今までは基本的には「待ち」の行政だったんですけど、そこからブッシュ型の行政に切り替えていかないと危険だっていうのはあるのかもしれないですね。

【E 委員】
　評価指標のところで、先ほど D 委員が言っていただいた「居住支援協議会」の件数を増やすとあるんですけど、今、県内２か所なんです。東みよし町がいち早く、地域住民のニーズを受けとめるために、県と国の応援、県の方もすごく力を入れてもらって、国も人件費に補助を付けてくれて、何年もかけて実施しているんです。他の市町村も同じように頑張れるでしょうか。頑張っていただくと、すごく嬉しいんですけど。
　いろんな仕組みや会議との連携が必要で、行政と社協と民選委員だけが集まってもできなくて、東みよし町は法律家も入っています。もともと町内に、家賃が生活保護基準より高い民間賃貸住宅しかなくて、なかなか利用できないというニーズもあったんですよね。もう町外に出ないといけないとか、町営住宅も古いものが多くて使いづらい現状がありましたので、しっかりそこを考えたいというのでスタートしたと思うんです。
　阿南市は、重層的支援体制の事業を受けているので、その中で考えているんだろうと思いますけど、役場もなかなか大変ですので。

【B 委員】
　今は役場も行政事務が増えすぎているんで、なかなか新しく施策ができないんですよね。

【F 委員】
　これは、1 市町村で設置しないといけないっていうことではないんですか。

【事務局】
　前回の委員会の中でも圏域というお話をいただいたと思いますが、必ずしも市町村単位ではなく、圏域単位で設置しても制度上の問題はありませんので、それも含めて、どういった持っていき方がよいか探りながらと考えています。

【F 委員】
　東みよし町のように、やる気、やるべき事情があって、設置できる市町村もある一方で、小さい市町村だったりすると、なかなか単独では難しいと思います。そこは広域でやっていくとか、そういったところを広域行政である県が支援していくというのがあってもいいのかなと思います。

【E 委員】
　ただ、課題がありまして、広域の協議会はもう県に設置されていまして、民間のセーフティネット住宅の登録もされていると思うんです、ただ、登録は増えているけど、現実的に動いているかというとなかなか動かないので、広域も考えつつ、市町村の中でも考えないといけないと思います。市町村は、住民の命と生活を守るっていうのが大前提ですので、社協が協力してやっていても、まずは市町村がしっかり理解をしないと、なかなか進みません。それを評価にバッチリ入れてしまうと、市町村も苦しくないかなと。
　進めていくのは嬉しい話なんです。ただ、空き家バンクの更新もなかなかだという話を聞くので、市町村がやる気になるような、県や国が応援をするってことも併せて書くのかなと。「やってよ」と言うのは簡単なんですけど。

【B 委員】
　この辺りは、勉強会みたいなものも必要かもしれないですね。国で言っていることと現場に合うことっていうのは、必ずしもマッチしないですから、「徳島型」の居住支援、これは「にし阿波型」とか「県南型」になるかもしれないですが、そのエリアの特性に応じた居住支援のありようみたいなことを、みんなで議論して、一番実効性の高い形を作るとか。これは、誰かが音頭を取らないといけないので、そういう意見交換会みたいなことはやってもいいかなと思います。
　東みよし町みたいに、問題意識が先にあったら動きやすいと思うんですけど、動いていないところは問題意識がそこまでありませんので、協議会が有効であるということを、実感として理解してもらえるかどうか。その働きかけは、ひょっとしたら県の方がやりやすいかもしれないですね。市町村の担当者と集まって、何で進まないのかを話してみて、そこをうまく交通整理してあげると、動きやすくなる可能性はあるかなと思います。
　市町村単位じゃなかったら県なのかというと、F 委員さんがおっしゃったのは、きっと広域行政圏ぐらいのイメージですよね。東みよし町と三好市が一緒にとか、にし阿波４市町で一緒にやったらいいとか、そのぐらいの単位の方が動きやすいですよね。そうなると、言い出しっぺが誰かって話になってきて、本当は県の出先が音頭をとってくれるといいですが、出先は縮小しちゃいましたよね。

【事務局】
　居住支援協議会自身、組織ができればいいのかみたいな話もありまして、我々の意図としても、居住サポート住宅の原型になるような、住宅側の持っている情報とサービスの情報というのが結びつくプラットフォームがあるといいよねっていうところから位置付けていることでもありますので、E 委員がおっしゃるように、形を決めてしまってガチガチになってしまうというのは悩ましいです。

【B 委員】
　行政はいっぱいいっぱいだから、こういう形っていうのが出ていると、その形を作ることしかできなくて。本当は積み上げ方の議論をすればいいんですけど、その余裕が今市町村になくなっていってますよね。確かに、地域オリジナルの立付けができればいいんですけど、今それができている自治体ってほとんどない気がしています。特に徳島県内はですね。
　だから、ちょっとそこは誰かが作るフォローしてあげないと、難しいかなって気はしますね。

【事務局】
　形を作るという指標で突き進むのかどうかっていうところは、今のご意見も踏まえて少し考えたいと思います。

【B 委員】
　今の E 委員の話だと、「何割」って設置目標を書いてあると、形だけ作る方向にいっちゃうかもしれないっていう危惧ですよね、きっと。それよりも実質を求めた方がいいんじゃないか、という話なんですけど、実質はなかなか数値化しにくいので、それをどう捉えるかですよね。

【E 委員】
　協議会があるというのは、嬉しいことなんです。困りごとを抱えている方って「この部分だけできにくい」って方がたくさんいらっしゃって、契約だけできにくい、保証人がいない、ゴミ出しだけできない、分別ができない、と、もういろんな方がおられます。居住支援協議会ができたからといって、全てが網羅できるということではないんですが、きっかけとして、いろんな団体が相談をしながら、法律的なこともきっちり押さえながらやる仕組みとしてはすごく良いもので、今は努力義務ですが、いずれ設置が義務になると思うんです。
　もう 1 回になるんですが、東みよし町の時も役場だけではなくて、県の方でも助言や相談の時間もかなりかけて、ようやく協議会ができています。全国的にも勉強会がたくさんあるんですが、なかなか伸びきらないんですよね。
　なので、まずは県全体でその仕組みがあるので、そこで実際に民間マンションやアパートを活用している事例があるのであれば横展開していただいた方が、住宅の登録も進むと思うんですよね。そうでないと、市町村の住宅や県営住宅だけでは、なかなか対応しきれない部分がありますので。

【B 委員】
　これも啓発になっちゃいますね。ただ、現場で動く人たちに対して、有効な情報提供をするというのは、1 つの後方支援でもありますので、啓発的な情報が増えるのはやむを得ないかなとは思います。
　目標設定をして、全国値並みにすることが重要というよりは、実質的な問題がどう解決するかっていうことも重要なので、数値目標の話をするときには、それも踏まえて、もう一度冷静に議論していくということでよろしいですかね。

【委員長】
　ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【G 委員】
　この前、テレビで「孤独死」が取り上げられていて、大家さんが、孤独死した人の部屋の清掃代を請求する先がないって話が出てきました。それとは別に、年配の単身の方がお家を借りようとして、別にお金に困っているという訳でもないのに、単身ということで借りられないことがあるとも言われていました。徳島のことではありませんでしたが、ニュースか何かで放送されていました。
　資料に、居住支援法人の入居サポートと書かれていますが、大家さんと居住支援法人との連携があれば、テレビのようなことが無くなるのかなと感じました。

【B 委員】
　大家さんにとっては安心ですよね。

【C 委員】
　これ、大家さんの立場でみると、参入したいものなんですか。不動産業界的にみて、登録を受けたいものなんですか。

【事務局】
　ちなみに、セーフティネット住宅は、基本的に「拒まない」という条件で登録しますので、必ずしもサービスが付いているものではありません。

【B 委員】
　拒まないって宣言することに対して、ポジティブなのかネガティブなのかって言うと、大家さん一般でいうとネガティブになっている気がしますね。やっぱりリスクがありますので。

【C 委員】
　それで補助金がもらえるとかはないんですよね。

【事務局】
　改修費の補助金はあります。

【D 委員】
　徳島でも、看取りをやっている NPO がありまして、北島町にあるんですけど、そこは公営住宅の入居者とか生活保護を受けた人、また、病院で身寄りがない人の看取りを行っています。事前に、ソーシャルワーカーさんや行政さんからの紹介があって、亡くなったら迎えに行って、葬儀をあげてという活動をしています。徳島でも、テレビで報道されていたような状況がありますので。

【B 委員】
　そういう状況は、どこにでもあるのかもしれませんね。

【事務局】
　県営住宅でもそうなんですけど、亡くなった場合でも、早く発見できるかどうかみたいな世界もあります。早く発見できる仕組みだけでもあれば、民間住宅も動くのかなという気がするんですけど。

【B 委員】
　そこはなかなか難しいですよね。早く発見できるようになったらポジティブだって言う人も出てくるとは思いますが、やはりネガティブのネガティブ度合いが大きいですので。例えば、1 か月後に発見とかなるとすごく大変なので、家主さんの意識もなかなか難しいよなっていうのは、率直に理解できます。
　そういう不安に対してどうするのかはセットにしておかないと、セーフティネット住宅自体が増えなくなりますので、社会的インフラとしてのケア、見守り体制をどう作るかということが行政のミッションだと思います。なかなかそれができていない、そこまで人が回っていないっていうのが現状だとは思うんですが。

【C 委員】
　住宅確保要配慮者の一覧を見ると、ちょっと後ずさりしますよね。

【B 委員】
　当事者は切実だと思うんです。だから、そのうち公営住宅の入居者が全部こういう人たちになるってことも、大いにあり得るわけですよね。公営住宅はそういう役割だと、ポジティブに言うしかないと思いますけど。

【委員長】
　ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【H 委員】
　今の話の流れとは変わりますが、「気候風土適応住宅」についてです。
　徳島県には県基準がしっかりとあるのですが、この制度自体が一般の方には全然普及していません。リテラシーの向上関連でもあるんですが、徳島として、新築を建てるときの選択肢としてぜひ選んでもらいたいということを、打ち出してほしいと思います。空き家活用に際しても、法律上の省エネレベルを上げる手法の１つとして使えるものなので、併せて広く周知をしてもらいたいと思います。
　また、徳島市にも、ぜひ県基準を適用してもらえるような動きにつなげていただけたらよいと思います。
　多面的に良い動きだと思っていまして、民間事業者が考える良い住宅というのは勝手にどんどん進んでいくんですけど、気候風土適応住宅は、行政だからこそ推進できる選択肢なのかなという風に感じていますので、多面的な面でこれをプッシュするのは重要かなと感じています。

【事務局】
　徳島市も検討には参加してもらっていましたが、制度化段階で止まっているところがあるのかもしれませんので、プッシュが必要かなと思います。行政庁が基準として策定をしないと、独自基準は適用されない仕組みですので。

【B 委員】
　どうしても啓発っていうと、一般市民と思いがちですけど、まず目の前の 24 市町村の担当者の啓発から動かないと、どうにもならないというか。それは今の話に限らず、ケアの話も全部そうだと思うんですけどね。
　よく、一般市民の人たちに啓発をって言うんですけど、情報は十分にあるんですよね。そもそも情報を取りに行くという発想がないところがあったりしますので、これ以上何をするのかという話ですよね。県の方も、空き家のリノベーションとかもかなり頑張っていて、チラシもあちこちに置いてあるのも見るんですけど、あるのに知らないってなると、ちょっと限界もあるかなと思います。
　もっと効果的なのは、市町村の担当者の頭にきちんと入っていくことだと思います。その辺りをどうするかっていうのは、知恵を出すところだと思いますね。

【委員長】
　今日は啓発の話というか、リテラシーの話がかなり出てきましたが、中身はだいぶ固まってきているので、それをどう普及させるかっていうことが、皆さんのご意見の中心だったかなと思います。
　時間が終わりに近づいておりますので、今日の中身に対する議論はここまでとさせていただき、事務局にお返しします。

（2）その他
　事務局から、第７回委員会のスケジュール等について説明

４　閉会